

新宿社協ガイド

令和2(2020)年度

つなぐ・育む・広げていく



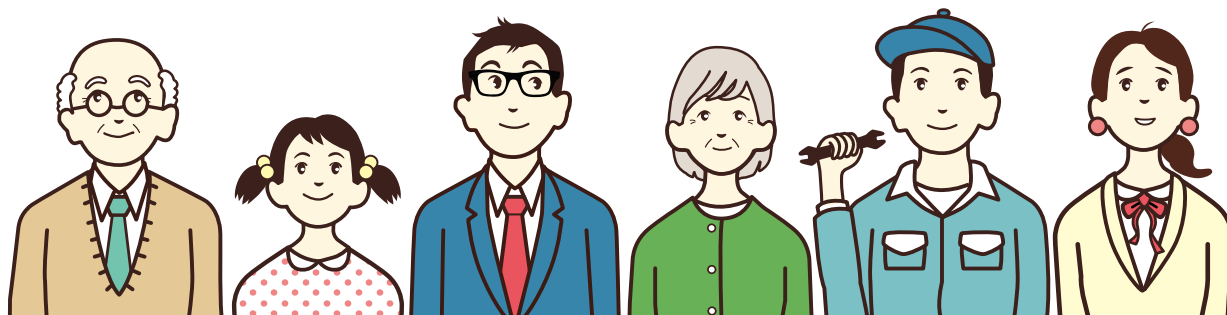
SHINJUKU
social welfare conference

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

だれもが安心して暮らせる

「新宿型福祉コミュニティ」

の実現を目指して



新宿社協 4 つの経営方針

経営方針 1

住民などが支えあい活動を主体的にすすめられるような、土壌づくりと成長の支援を継続的に行います。

経営方針 2

だれもが自分らしく暮らし続けられるよう、それぞれのニーズを丁寧に汲み取りながら、支援のネットワークをつくっていきます。

経営方針 3

社会福祉法人、NPO、企業など、多様な主体と連携した支えあいの取り組みを発展させていきます。

経営方針 4

新宿社協を理解し応援してくれる会員の輪を広げ、組織基盤の強化を図ります。

新宿社協では、第4次経営計画（2019年度～2023年度）に基づき、基本理念「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現に向けて、さまざまな取り組みを行っています。

新宿社協は、地域の皆さんと一緒に

だれもが安心して暮らせる新宿のまちを目指します



つなぐ・育む
広げていく

あなたとともに支えあいの地域をつくります

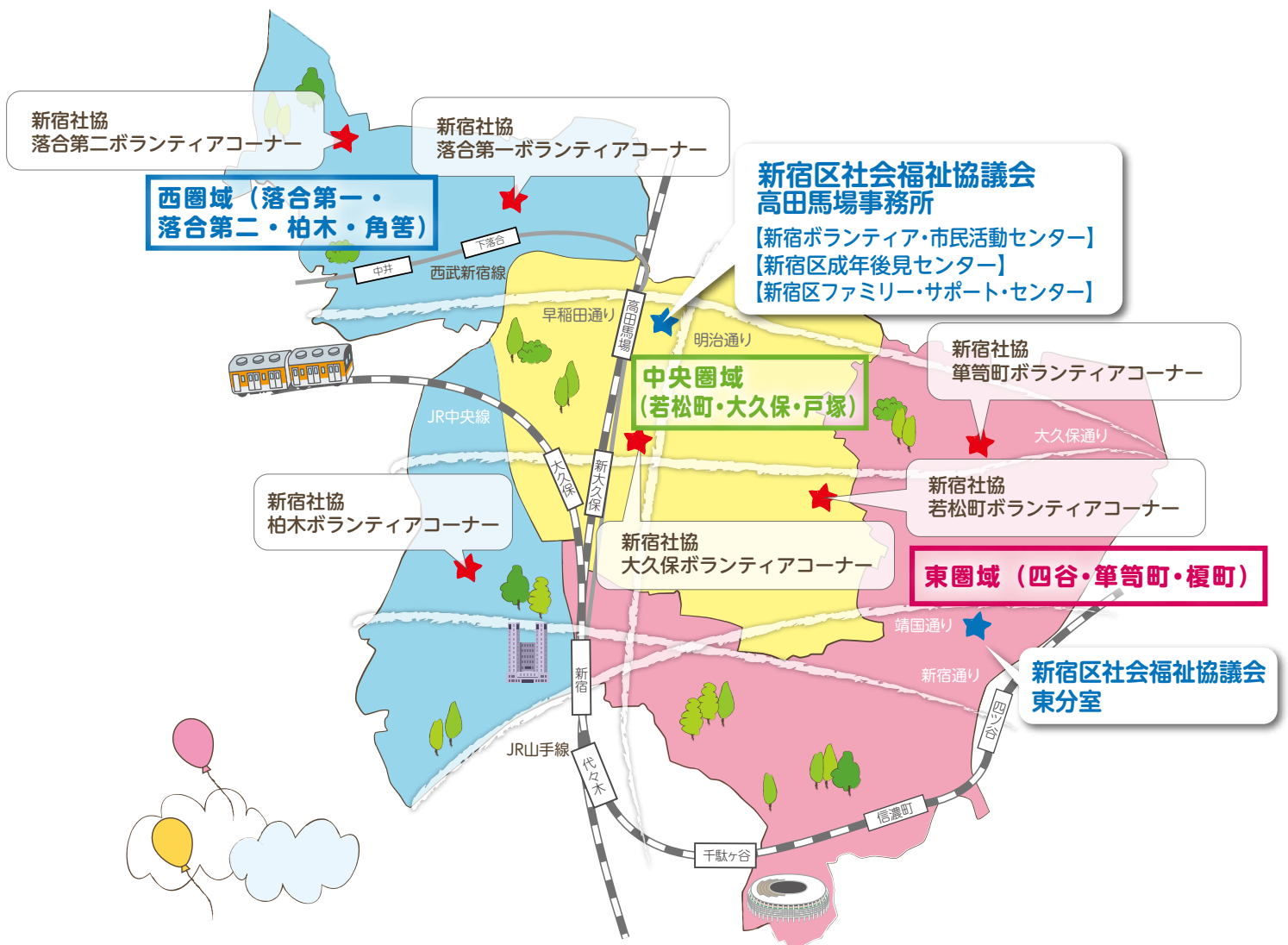
社会福祉協議会とは	3
新宿社協の組織	3
社協会員を募集しています	3
共同募金の普及・啓発	4
寄附のお願い	4

新宿社協の重点的な取り組み

多様な生活課題を受け止める相談体制の充実と包括的な支援	5
さまざまな団体との連携による地域ネットワークの発展	6
新宿社協の活動の理解促進のための広報・広聴機能の強化	6
地域福祉推進のための財源基盤の拡充	6

事業概要一覧

1 ご利用ください！地域の身近な相談窓口です	
①暮らしの総合相談事業	7
②自立相談支援・貸付事業	7
③成年後見センター事業	8
2 地域活動をサポートします	
①ボランティアへの参加を応援します	8
②さまざまな地域活動を支援します	9
③住民同士の支えあいにより日常生活をサポートします	9
④車椅子・地域行事用機材を貸し出します	10
3 災害への備え	
災害ボランティアセンターの運営支援等	10



あなたとともに支えあいの地域をつくります

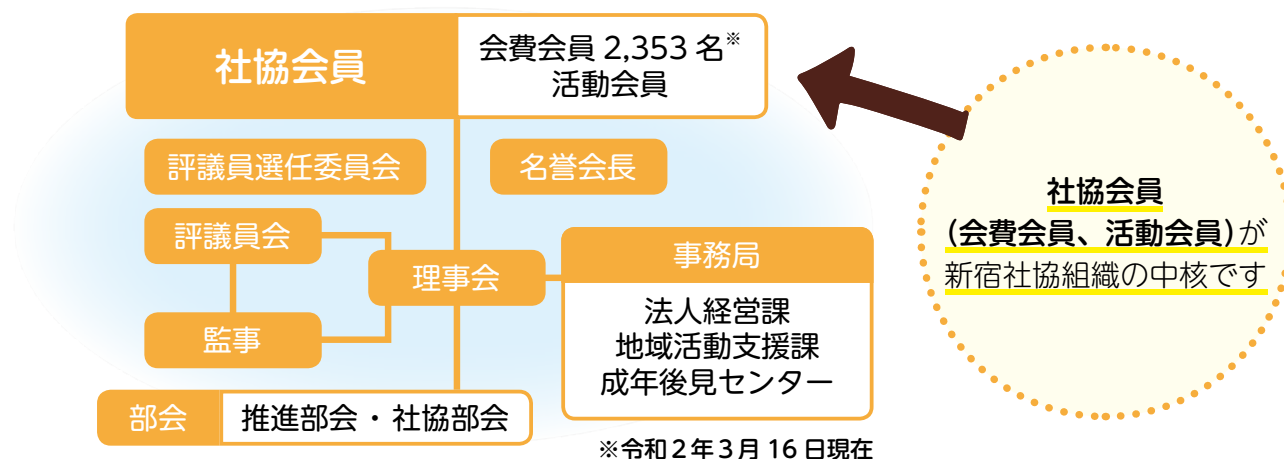
社会福祉協議会とは

社会福祉法に基づき、各自治体に設置されている民間の非営利団体です。地域福祉の推進を目的として、住民や地域団体の方々を会員として成り立っています。

新宿社協は、昭和 28 年 6 月に任意団体として発足後、組織化、法制化の流れの中で、民生・児童委員協議会、町会・自治会、保護司会が中心となってつくられました。

60 年以上もの間、会員をはじめとした皆さんからの支援により、住民が主体となって活動する地域福祉の推進をすすめています。

新宿社協の組織



社協会員を募集しています

新宿社協が行う地域福祉の推進を、会費で支える**会費会員**と、ボランティアなどの活動で支える**活動会員**を中核として、身近な生活課題の改善・解決への取り組みを支援しています。

会費会員（会費で支える）

<年会費>（一口 1,000 円）

個人会費 一口以上

団体会費 三口以上

<手続き方法>

①社協の窓口で会費の支払い

②銀行振込（振込口座は P.4 参照）

社協の活動に賛同し、社協の一員として
新宿の地域福祉への取り組みを支援する



活動会員（活動で支える）

地域での見守り活動や福祉施設でのボランティア、個人宅でのお手伝い、ファミリーサポート事業など。詳しくは P.8-10 をご覧ください。

「お互いさま」の関係が循環する地域づくりのために、皆さんのご協力をお願いいたします。



民生委員・児童委員との連携

新宿社協設立当初から、民生委員・児童委員の皆さんと連携・協働して新宿区の地域福祉をすすめています。

生活に課題のある方への支援をともにしているほか、会費の半数以上は民生委員の皆さんのご協力により集められています。

共同募金の普及・啓発

各共同募金運動を通じて、新宿区の地域福祉を推進しています。



地域ささえあい活動助成金

地域のニーズに基づいた活動をする団体や、障害の当事者団体などによる福祉活動に対し、助成審査会による審査のうえ助成します。

(P.9 参照)

「赤い羽根共同募金」の約65%は、地域活動団体による支えあい・助けあい活動の取り組み（左記「地域ささえあい活動助成金」）として、約35%は東京都の福祉活動、災害等準備金として使われています。

「歳末・地域たすけあい運動募金」は、全額、区内の在宅重度障害児者や、乳児院入所児童などへのお見舞い金品、区内の地域福祉活動事業に活用されています。



町会・自治会との連携

町会・自治会の皆さんには、各部会や評議員会などの組織運営や、さまざまな事業にご協力いただいています。

また共同募金の8割以上は、町会・自治会のご協力により集められています。

寄附のお願い

地域の皆さんによる社会貢献や地域に役立てたいなどのご厚志を、広く寄附金品として募っています。

寄附金は、車椅子の貸し出しやボランティアの育成、災害への備え、地域で活動するさまざまな団体への支援などに幅広く使われます。

お米や未使用のタオルなどの寄附物品は、必要としている区内の障害者団体、高齢者施設、子ども食堂などでの活用につなげます。

皆さんからの温かいご寄附をお願いいたします。



お振込先

郵便局

00110-5-57124

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

銀行

みずほ銀行 新宿支店 普通 0514054

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 会長 大須賀 頼彦

ゆうちょ銀行 ○一九支店 当座 0057124

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

※新宿社協への会員会費、共同募金、寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。
詳しくはお近くの税務署または自治体（東京都、新宿区）へお問合せください。

新宿社協の重点的な取り組み

多様な生活課題を受け止める相談体制の充実と包括的な支援

- ① 地域に顕在化している、または潜在的にあるさまざまなニーズを把握するとともに、支援ネットワークづくりをすすめ、生活課題を抱える人への個別支援を行います。
- ② 地域づくり支援の経験や専門性を活かし、包括的な支援への取り組みをさらに広がります。

- 「一人暮らしで認知症のAさんが心配…」
- 「高齢のBさんは働いていないお子さんと同居してるけど、最近姿を見ないわ…」
- 「転居したばかりで知人がおらず、心細い」
- 「収入が安定していなくて不安…」



さまざまな生活課題や困りごとのご相談をお受けします

自立相談支援・貸付事業

経済的に困難な方や自立相談、家計相談などの相談に応じます

地域の支えあいによる支援

ボランティアを必要とする方、支えあい活動に参加したい方の相談や、支援ネットワークづくりをすすめます。

社協内の連携を強化し、ひとりひとりへの支援と、
支えあいの地域づくりを包括的に行います

成年後見センター事業

判断能力が不十分な方の相談、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業利用などの支援を行います

詳しい問合せ先については P.7 ~をご覧ください

さまざまな団体との連携による地域ネットワークの発展

- ①さまざまな団体と連携して、新宿の特性を捉えた公益的な取り組みを目指します。
- ②民生委員・児童委員協議会や町会・自治会をはじめとした地域団体とのさらなる連携により、地域の課題への改善・解決を目指します。



企業による区内福祉施設へのボランティア活動



社会福祉法人による企画に、企業からのボランティア、行政からの場の提供、地域の学校や住民など、多くの協力により完成したウォールパズルアート（全長約8メートル）



新宿社協の活動の理解促進のための広報・広聴機能の強化

新宿社協の活動を支えている地域の活動者を、今後も増やしていくために、新宿社協の認知度や活動への共感をさらに高めていきます。そのためには、各広報媒体が持つ特性を活かし、連動させ、一体的な広報活動を行います。

また、新宿社協独自の**出前講座**を行い、さらなる理解促進を図ります。

見やすい
伝わる



出前講座名	内 容
ボランティア・地域活動について	誰もが気軽に参加できるボランティア活動や、地域で安心して生活できるよう支えあう仕組みについて紹介します。
見守り・支えあいの地域づくり	地域包括ケアシステムから、ゆるやかな見守りまで、地域の中でできる「支えあい」を一緒に考えます。
災害時のボランティア活動	新宿区災害ボランティアセンターについて紹介します。
成年後見制度について	判断能力が十分でない方の権利を守る制度である成年後見制度について紹介します。

上記含め、全13種の出前講座を行っています。詳しくはお問合せください。

地域福祉推進のための財源基盤の拡充

地域のニーズに応じた、新宿社協ならではの支援を継続していくために、「**会費会員の拡充**」、「**共同募金の普及啓発**」、「**寄附のお願い**」、「**収益事業**」など、財源基盤の拡充にも取り組みます。

事業概要一覧

新宿社協の多くの事業が、皆さんからご協力いただく「会費」「共同募金」「寄附」による善意により支えられています。

この事業一覧では、皆さんに支えられている事業それぞれに  マークをつけ、活用内容を分かりやすく示しています。

1 ご利用ください！地域の身近な相談窓口です

① 暮らしの総合相談事業

事業名	実施日時と場所	相談内容	問合せ
暮らしの総合相談 	【高田馬場事務所】 月～土 午前8時30分～午後5時	地域の身近な相談窓口として、生活の中のさまざまな問題や悩みごとなどの相談に応じています。	地域活動支援課 高田馬場事務所 TEL 5273-9191 東分室 TEL 3359-0051 ◎各ボランティアコーナーの問合せ先は本誌裏面をご覧ください。
	【東分室】 月～金 午前8時30分～午後5時		
	【新宿社協ボランティアコーナー】 (笹笹町・若松町・大久保・落合第一・落合第二・柏木) 月～金 午前10時～午後5時 (正午～午後1時を除く)		

② 自立相談支援・貸付事業

事業名	対 象	内 容	問合せ
自立相談支援事業 【区委託事業】	経済的に困窮し、心身や家庭状況など、複合的な課題を抱える方、その家族など	本人の希望を尊重して一緒に課題を整理しながら、自立に向けた相談支援を行います。内容に応じて、関係機関と連携し、必要な支援が受けられるよう調整を行います。	地域活動支援課 自立相談支援担当 TEL 5273-3546 FAX 5273-3082
生活福祉資金 貸付事業 【東社協委託事業】	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯	生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付と必要な相談援助を行います。住宅改修や転居、学校の入学費や授業料などが対象です。	
ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金貸付事業 【東社協委託事業】	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金により養成機関に在学し、資格取得を目指す方	入学及び就職準備金が対象です。一定の条件により返済が免除されます。	地域活動支援課 貸付担当 TEL 5273-3541 FAX 5273-3082
応急小口資金 貸付事業	区内に3か月以上居住し、他からの借入は困難だが貸付によりその後の生活が見通せる世帯	貸付限度額は10万円です。療養、転宅、生活必需品に係る費用などが対象です。	
受験生チャレンジ 支援貸付事業 【区委託事業】	所得の少ない世帯の中学3年生、高校3年生などの保護者	塾の受講料や受験料が対象です。入学した場合は返済が免除されます。	地域活動支援課 受験生チャレンジ支援担当 TEL 5292-3250 FAX 5273-3082

③ 成年後見センター事業

事業名	対 象	内 容	問合せ
成年後見制度 利用推進事業 【区委託事業】	認知症、障害などにより判断能力が十分でない方、その家族、関係機関職員など	①成年後見制度の相談 ◆職員による相談 ◆専門職による相談（要予約） 月：司法書士、水：弁護士、 金：社会福祉士 （時間：午後 1 時～ 2 時、 午後 2 時 30 分～ 3 時 30 分） ②成年後見制度に関する講座 ◆成年後見制度の入門講座、 任意後見講座 ◆市民後見人養成基礎講習	新宿区成年後見センター TEL 5273-4522 FAX 5273-3082
法人後見事業 【区補助事業】	①すでに判断能力が不十分な方 【法定後見事業】 ②将来の不安に備えたい方 【任意後見事業】	社協が法人として成年後見人等または任意後見人となる事業 ・本人の生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝い ・年金などの収入と生活費や公共料金などの支出の管理	新宿区成年後見センター 法人後見事業担当 TEL 5273-4522 FAX 5273-3082
地域福祉 権利擁護事業 【東社協委託事業】	認知症、障害などにより判断能力が十分でない方（本人の事業利用希望があり、契約できる方）	下記①の援助を中心に、必要に応じて②③のお手伝い ①福祉サービスの利用援助（利用手続きなど） ②日常的金銭管理（公共料金支払手続きなど） ③書類などの預かり（通帳など大切な書類を保管）	新宿区成年後見センター 地域福祉権利擁護事業担当 TEL 5273-4523 FAX 5273-3082

2 地域活動をサポートします

① ボランティアへの参加を応援します

事業名	内 容	問合せ
新宿ボランティア・ 市民活動センター 	ボランティアの情報提供や活動の紹介・調整・援助を行っています。各種講座や交流会なども実施し、ボランティアの育成や、福祉団体・施設や NPO、市民活動団体などの活動を支援しています。	
いつでも体験 ボランティア 	だれもがボランティアを身近に感じ、気軽に参加できるように、年間を通じてボランティア体験メニューを用意しています。夏休み期間（7 月～9 月）は、子どもや学生、親子でも参加しやすい活動メニューを充実。活動メニューは社協ホームページをご覧ください。活動先の見学も可能です。	地域活動支援課 TEL 5273-9191 FAX 5273-3082
介護支援等 ボランティア・ ポイント事業 【区委託事業】	ボランティア活動の内容に応じてポイントが付与されます。 1 年間貯めたポイントを 1 ポイント 100 円で、翌年に換金または寄附できます。（年間 50 ポイントが上限） 【対 象】 18 歳以上の区内活動者 【活動内容】 ①区内の介護保険施設などでのボランティア活動、 ②地域見守り協力員活動、③ちょこっと・暮らしのサポート事業の内、30 分程度の無償活動 など	
視覚・聴覚障害者 交流コーナー (視覚・聴覚障害者 支援事業) 【区委託事業】	障害のある方や支援者、障害について学びたい方などの交流や活動の場所として活用できます。インターネット情報検索や代読・代筆サービス、情報提供及び各種講座を実施しているほか、活動グループ間での交流の場としての利用もできます。 開所：月～土 午前 10 時～午後 9 時	新宿区視覚・聴覚交流コーナー TEL・FAX (視覚) 6233-9555 (聴覚) 6457-6100

② さまざまな地域活動を支援します				
事業名	内 容			問合せ
生活支援 体制整備事業 【区委託事業】	介護保険法に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、高齢者を地域全体で支えるためのしくみづくりに取り組みます。生活支援の担い手の養成、住民主体の訪問型・通所型サービスなどの創出に向けた支援、高齢者などが担い手として活動する場の推進などを行います。			地域活動支援課 高田馬場事務所 TEL 5273-9191 FAX 5273-3082 東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012
地域活動者 実践講座	地域の居場所活動、支えあい活動団体の立ち上げなど、具体的な活動を担う人のための実践講座です。講座修了後も、修了者の取り組みを支援します。			
ふれあい・ いきいきサロンの 運営支援	地域住民が運営する地域の居場所づくりの活動を立ち上げから運営まで応援しています。住民同士につながりや支えあいの輪が広がり、住み慣れた地域で安心して楽しく暮らしていくことを目指しています。			
福祉教育・ 福祉体験学習 の推進	区内の学校や、企業、地域団体が行う福祉教育・体験学習への企画協力や講師紹介を行っています。地域の身近な課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援しています。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした区が行う障害者理解教育の推進にも協力しています。			
NPO・新宿 CSR ネットワーク等と の市民活動の支援	さまざまな活動分野のNPOなどの市民活動団体や新宿CSRネットワーク（区内を中心にボランティア・社会貢献活動に取り組む企業）と協働します。地域福祉の向上を目的とした活動をすすめ、社会貢献活動のきっかけとなる情報提供や交流の場をつくります。			
新宿区内 社会福祉法人連絡会	区内で活動する社会福祉法人がもつ経験やノウハウ、人材、施設を活かし合い、地域における公益的な取り組みをすすめるための連絡会です。他区の取り組みや地域ニーズなど、実践に向けた情報共有も行っています。			法人経営課
地域ささえあい活動 助成金	地域のニーズに基づいた団体の取り組みに対し、経費の一部を助成します。 (例)・区内における地域福祉の視点が盛り込まれた事業（居場所づくり、多世代交流など） ・障害者などの当事者団体による福祉活動 区内で集められた「赤い羽根共同募金」と「歳末・地域たすけあい運動募金」を活用しています。			TEL 5273-2941 FAX 5273-3082
③ 住民同士の支えあいにより日常生活をサポートします				
事業名	対 象	内 容	費 用	問合せ
ちょこっと・ 暮らしの サポート事業	日常生活で援助を必要とする区民	地域の支えあいで対応できることを支援します。 (例) 電球交換、季節家電の入れ替え、掃除など。	無償または有償 (内容による) 有償…基準額 1時間 800 円	地域活動支援課 高田馬場事務所 TEL 5273-9191 FAX 5273-3082
地域見守り 協力員事業 【区委託事業】	75 歳以上の一人暮らし、75 歳以上のみの世帯の方、希望する方	地域見守り協力員（ボランティア）が玄関先でのあいさつを通じて高齢者の生活を見守ります。	無償	東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012

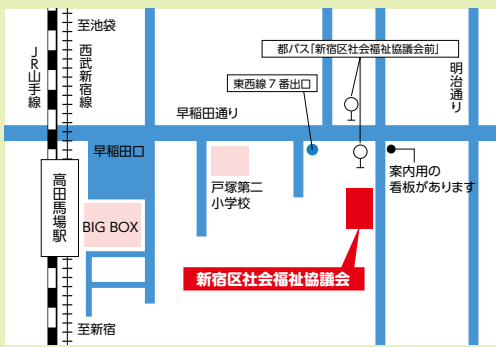
事業名	対 象	内 容	費 用	問合せ
ファミリー サポート事業 【区委託事業】	【利用会員】 区内在住・在勤・在学で、子育ての援助を必要とする、生後43日以上18歳までの児童の保護者 【提供会員】 区内在住・在学の18歳以上の心身ともに健康な方	子育ての援助を必要とする方【利用会員】と、子育ての援助を行いたい方【提供会員】との、会員制の相互援助活動です。 ①通常預かり 午前6時～午後10時 保育施設などの開始時間までまたは終了時間後の預かり/保育施設までの送迎/その他子育て援助に必要な活動 ②病児・病後児預かり 午前8時～午後6時30分 (対象児童)1歳～小学生まで (内容)児童が病気又は回復期にあり、保育施設などで預かることができないときの預かり/病児・病後児保育施設への送迎と送迎前後の預かり	①通常預かり 800～900円 (時間帯などによる) ②病児・病後児預かり 1時間1,000円	新宿区ファミリー・サポート・センター TEL 5273-3545 FAX 5273-3082

④ 車椅子・地域行事用機材を貸し出します

事業名	対 象	内 容	問合せ
車椅子の貸出	【対象1】区内在住で、病気やケガなどにより一時的に歩行困難な方 ※公的サービスが利用可能な方は原則対象外 【対象2】観光などで区内に短期滞在する、病気やケガなどにより一時的に歩行困難な方	《貸出期間》 【対象1】短期(2週間以内)または長期(4か月以内) 【対象2】2週間以内 《貸出場所》 高田馬場事務所、東分室及び各ボランティアコーナー(6か所)。【対象1】は短期(2週間以内)に限り、各特別出張所でも貸し出し可。 《費用》 【対象1】無料 【対象2】社協の会費会員に入会(P.3参照)	地域活動支援課 高田馬場事務所 TEL 5273-9191 東分室 TEL 3359-0051 ◎各ボランティアコーナーの問合せ先は本誌裏面をご覧ください。
地域行事用機材の貸出	区内に所在し、区内を活動拠点とした団体など	ボランティアや地域活動、福祉の推進を目的とした行事などへの利用に対して貸し出します。 《貸出機材》体験用車椅子(自走式・スポーツ競技用)、高齢者疑似体験セット(大人用・キッズ用)、発電機(カセットボンベ式)、輪投げセット、テント、ゲーブルゲーム、鉄板焼機、綿菓子機、ポップコーン機、もちつきセット 《貸出期間》原則1週間以内 《費用》無料	地域活動支援課 TEL 5273-9191 FAX 5273-3082

3 災害への備え

事業名	内 容	問合せ
災害ボランティアセンターの運営支援等	・発災時に新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターを運営します。 ・地域防災力の向上に資する講座の企画や関係機関などとの連絡会議を行います。	地域活動支援課 TEL 5273-9191 FAX 5273-3082



社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-17-20

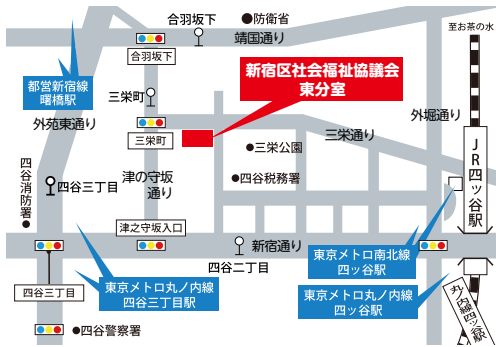
Tel.03-5273-2941 Fax.03-5273-3082

URL: <http://www.shinjuku-shakyo.jp>

E-mail: houjin@shinjuku-shakyo.jp

開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時

- JR山手線・西武新宿線 高田馬場駅 早稲田口 徒歩7分
- 東京メトロ東西線 高田馬場駅 7番出口 徒歩3分
- 都バス 上69系統・飯64系統「新宿区社会福祉協議会前」 徒歩1分



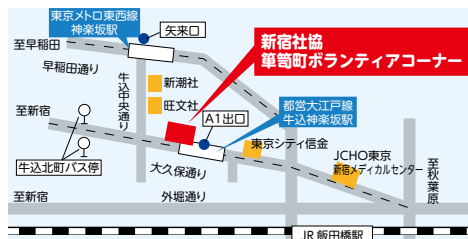
新宿区社会福祉協議会 東分室

〒160-0008 東京都新宿区四谷三丁目10-16

Tel.03-3359-0051 Fax.03-3359-0012

開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時

- 東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅 4番出口 徒歩5分
- 都営地下鉄新宿線 曙橋駅 A4出口 徒歩10分
- 東京メトロ南北線・JR中央本線 四ツ谷駅 2番出口 徒歩10分
- 都バス 宿75系統「四谷二丁目」「三栄町」 徒歩2分
品97系統・早81系統「四谷三丁目」 徒歩5分
高71系統「合羽坂下」 徒歩8分



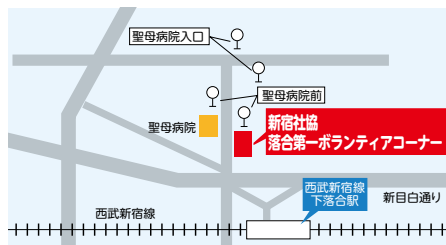
新宿社協 単葉町ボランティアコーナー

東京都新宿区単葉町15 単葉町特別出張所内

Tel & Fax.03-3260-9001

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- 都営地下鉄大江戸線：牛込神楽坂駅 A1 出口 徒歩0分
- 東京メトロ東西線：神楽坂駅 2番出口 徒歩10分
- 都バス：「牛込北町」 徒歩1分



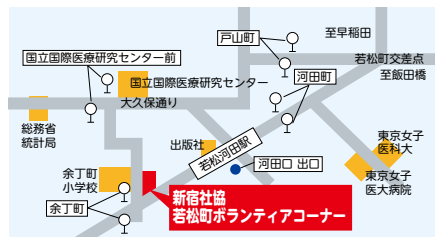
新宿社協 落合第一ボランティアコーナー

東京都新宿区下落合4-6-7 落合第一特別出張所内

Tel & Fax.03-5996-9363

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- 西武新宿線：下落合駅 徒歩5分
- 関東バス：「聖母病院」 徒歩1分



新宿社協 若松町ボランティアコーナー

東京都新宿区若松町12-6 若松町特別出張所内

Tel & Fax.03-6380-2204

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- 地下鉄：都営大江戸線 若松河田駅 徒歩2分
- 都バス：「余丁町」 徒歩1分
「河田町」 徒歩3分



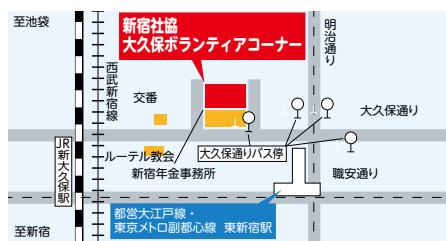
新宿社協 落合第二ボランティアコーナー

東京都新宿区下落合4-17-13 落合第二特別出張所内

Tel & Fax.03-6908-1131

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- 西武新宿線・都営大江戸線：中井駅 徒歩15分
- 都営大江戸線：落合南長崎駅 徒歩5分
- 都バス・関東バス：「落合南長崎駅前」 徒歩5分



新宿社協 大久保ボランティアコーナー

東京都新宿区大久保2-12-7 大久保特別出張所内

Tel & Fax.03-3209-8851

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- JR山手線：新大久保駅 徒歩8分
- 都営地下鉄大江戸線・東京メトロ副都心線：東新宿駅 徒歩8分
- 都バス：「大久保通り」 徒歩1分



新宿社協 柏木ボランティアコーナー

東京都新宿区北新宿2-3-7 柏木特別出張所内

Tel & Fax.03-3363-3723

開庁時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- 東京メトロ丸の内線：西新宿駅 徒歩10分
- JR総武線：大久保駅 徒歩13分
- 関東バス：「北新宿」 徒歩10分